

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

京丹後市

2. 構造改革特別区域の名称

京丹後市保育所給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲

京丹後市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

京都府京丹後市（以下「本市」という。）は、京都府北部に位置し、日本海に突き出す丹後半島の大部分を占めており、海と山の自然に囲まれた地域である。

本市は平成16年4月1日に中郡峰山町・大宮町、竹野郡網野町・丹後町・弥栄町、熊野郡久美浜町の6町が合併し誕生。合併当初は65,802人だった人口が、現在（令和6年4月末時点）は50,548人となり、この20年間で20%を超える約15,000人が減少した。人口減少が進む中、高齢者の人口は令和2年までは増加しており、令和2年の調査では、高齢化率が38.2%と全国平均の28.7%を大きく上回っている。

構造改革特別区域計画にある丹後町内には、市立丹後こども園と宇川保育所があり、それぞれ0歳児から児童を受け入れ、子育て世代のニーズに対応できるよう保育体制を整えている。しかし、宇川保育所の利用児童数は年々減少しており、給食では、食数が少ないために、仕入れた食材を使い切ることができず、廃棄するなど不経済な状況である。今後、ますます児童が減少することが予測されるため、食材調達自体が困難と見込まれる。また、宇川保育所は調理員1名のみで給食業務を行っており、緊急時に給食の提供に影響が出る懸念される。

このことから、同町内の丹後こども園において自園調理をした給食を搬入することにより、児童への給食を安定供給し、多様化する保育ニーズへの対応、また新鮮な食材を使用することで食育の推進を図ることができる。

5. 構造改革特別区域計画の意義

核家族化が進む中、就労をしている保護者の子育てを支援することは、行政として必須であり、高まる保育サービスへ対応するため、低年齢から保育体制を整える必要がある。

本特例措置を活用し、近隣の丹後こども園より給食を搬入することにより、利用児童数の少ない宇川保育所で、安定した給食提供を行うことができる。また食材を一括購入することで、食材廃棄をなくすることができる。さらに、地元の旬の食材、新鮮な食材を使用す

ることで、食育の推進にも寄与する。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、京丹後市立宇川保育所の給食に関し、京丹後市立丹後こども園で調理を行い、外部搬入するものであり、この事業を実施することで、次の目標を設定し推進を図る。

- ① 給食の外部搬入により、児童への安定した給食提供を図る。
- ② こども園で食材を一括購入することにより、少量発注が困難であった食材調達が可能となり、食材廃棄をなくし、市内公立保育所・こども園の児童に同様に給食を提供することが可能になる。
- ③ 地元の旬の食材、新鮮な食材を使用した栄養の豊富な美味しい給食を提供することにより、食育の推進を図る。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 食材の一括購入により、食材の廃棄をなくし、食材費用が削減されることが見込まれる。また地元の食材を安定的に取り入れることができ、地産地消の推進を図ることができる。
- ② 調理員複数体制で調理を行うため、緊急事態の場合でも給食の提供への影響が少なくなる。
- ③ 1つの調理施設で2施設分の給食を調理することで、調理に関する経費の節減が可能となる。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

京丹後市立宇川保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4. 特定事業の内容

京丹後市立宇川保育所の給食を同町内の京丹後市立丹後こども園において一括調理を行い、搬入する。

両施設の距離は約8.8キロメートルで配送にかかる時間は約18分である。対象となる給食は職員を含め約10食。昼食、間食を丹後こども園より配送し、到着後ただちに食する。

なお、京丹後市立丹後こども園は京丹後市立宇川保育所の給食調理に必要な調理機能を有している。

(搬出元 丹後こども園調理室の状況)

面積	70.47㎡
職員配置数	調理員4名(うち1名は配送を兼務)
調理設備	冷凍冷蔵庫、シンク、調理台、回転釜、ガス台、スチームコンベクションオーブン、炊飯器、電子レンジ、配膳台、洗浄機、食器消毒保管庫、包丁まな板殺菌庫

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたり「保育所における給食の提供ガイドライン(厚生労働省 平成24年3月)」を踏まえて取り組むとともに、「保育所における食事の提供について(平成22年6月1日付け雇児発0601第4号)」における外部搬入実施にあたっての留意事項を遵守する。また食育については「第3次京丹後市健康増進計画」に基づき、各保育所で作成した「食育計画」に沿って、携わる職員が連携して取り組む。

(2) 京丹後市内の公営保育所・こども園の給食献立は、栄養士が作成し、年齢に応じた適切な給食を提供する。また、離乳食やアレルギー対応食は、保護者、保育者、調理員等が十分連携し、児童に合った適切な対応を行う。

- (3) 外部搬入をおこなう場合の衛生基準は、「保護施設における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。また衛生面では保健所との協力のもとに行う。

調理業務の受託者との契約内容の確保については、搬入元と搬入先がともに本市が管理している施設のため、契約書を取り交わすことはせず、取り決め事項を取り交わすことで、両施設間で常に連携し特例措置事業を実施する。

- (4) 搬出先の京丹後市立宇川保育所には調理室があり、加熱設備として、ガスコンロ、オーブン、保存設備として冷凍冷蔵庫等調理にかかる設備が備わっており、再加熱や冷蔵・冷凍が可能である。

(搬出先 宇川保育所調理室の状況)

面積	29.16㎡
職員配置数	調理員1名（当職員は京丹後市立丹後こども園にて給食調理業務に従事し、京丹後市立宇川保育所へ搬入を行う）
調理設備	冷凍冷蔵庫、シンク、調理台、ガス台、オーブン、炊飯器、配膳台、食器・器具消毒保管庫、包丁まな板殺菌庫

- (5) 配送については、京丹後市立丹後こども園から調理後速やかに、洗浄消毒した容器を使用し、専用コンテナに入れ、下記配送計画のとおり専用車両にて配送を行う。なお、配送にかかる所要時間は18分程度である。

【配送計画】

- 午前 9時00分 出席状況及び体調不良等の調理方法変更依頼の締め切り
- 午前 11時00分 京丹後市立丹後こども園での昼食調理完了・搬送車出発
- 午前 11時20分 京丹後市立宇川保育所に搬送車到着
- 午前 11時30分 給食開始
- 午後 0時30分 食器等回収し京丹後市立宇川保育所を搬送車出発
- 午後 0時50分 京丹後市立丹後こども園に搬送車到着
- 午後 2時30分 京丹後市立丹後こども園での間食調理完了・搬送車出発
- 午後 2時50分 京丹後市立宇川保育所に搬送車到着
- 午後 3時00分 間食開始
- 午後 3時30分 食器等回収し京丹後市立宇川保育所を搬送車出発
- 午後 3時50分 京丹後市立丹後こども園に搬送車到着